

○甲府市民生委員推薦会規則

昭和49年8月28日

規則第54号

改正 昭和60年3月28日規則第6号

昭和61年8月14日規則第26号

(趣旨)

第1条 甲府市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）については、別に法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員の定数)

第2条 推薦会の委員の定数は、14人とする。

(会議の招集)

第3条 委員長は、推薦会の会議を招集しようとするときは、招集の日時及び場所を文書で委員に通知しなければならない。

2 前項の通知は、招集の前日3日までにこれをしなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(会議の非公開)

第4条 推薦会の会議は、非公開とする。

(秘密を守る義務)

第5条 推薦会の委員、幹事及び書記は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(協力委員会の設置)

第6条 推薦会は、民生委員協議会を組織する区域（以下「区域」という。）ごとに甲府市民生委員推薦協力委員会（以下「協力委員会」という。）を置く。

(昭61規則26・全改)

2 協力委員会は、当該区域内の住民のうちから民生委員の候補者を推薦会に推薦するものとする。

(昭61規則26・全改)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月28日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年8月14日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。